

兵庫県公報

平成19年 9月 4日 火曜日 第 1907 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○平成19年度地籍調査事業計画（同）	3
○平成19年度地籍調査事業の実施（同）	3
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○同 上（同）	4
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
○同 上（同）	12
○平成15年兵庫県告示第1319号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	22
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	22
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	22
○入札公告（県立大学）	23
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	25
○運転免許取得者教育施設の認定	27

告 示

兵庫県告示第 917 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 9月 4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社 伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 柴田敏夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社 伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1～No. 3)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 4、No. 5)

能力	50m ³ /分	同左			
工事着手予定年月日	許可後	同左			
工事完成予定年月日	着手後7日	同左			
使用開始予定年月日	完成後	同左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9~10	10	9~10	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15,000以下	15,000	22,000以下	22,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9,800以下	9,800	19,000以下	19,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	38以下	38	40以下	40
	窒素含有量 (単位 mg/L)	3,400以下	3,400	1,500以下	1,500
	りん含有量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	530以下	530	9,100以下	9,100
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.002/基	0.12/基	0.002/基	0.12/基	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年9月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年8月23日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に對

してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（一般型） 小規模	源八池地区	平成19年9月4日から 同 月25日まで	淡路市役所

兵庫県告示第919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神河町	中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備、農道整備）	大河内地区	平成19年9月4日から 同 月25日まで	神河町役場

兵庫県告示第920号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成19年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
兵庫県	佐用郡佐用町のうち平松及び山田	平成19年8月から 平成20年3月まで

兵庫県告示第921号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により、平成19年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業計画が公示された日
平成19年9月4日
- 2 調査を実施する者の名称
兵庫県
- 3 調査地域
佐用郡佐用町のうち平松及び山田
- 4 調査期間

平成19年8月から平成20年3月まで

兵庫県告示第922号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 2 作業期間
平成19年9月3日から平成21年3月31日まで
- 3 作業地域
県下市町全域

兵庫県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年9月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年9月4日から2週間、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西三田線	三田市香下字前田1115番2から 同市香下字阿弥陀ノ辻1907番1まで	旧	7.0から 23.0まで	921.0	
		新	11.0から 24.0まで	921.0	

兵庫県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年9月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年9月4日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道	加東市河高字トイツメ2578番54から	旧	14.0から 30.0まで	61.0	

372号	同 市河高字小谷2594番1まで	新	14.0から 32.0まで	61.0	
県道 社町停車場線	加東市河高字稲部2471番12から 同 市河高字宮ノ本2489番3まで	旧	7.0から 8.0まで	20.0	
		新	7.0から 14.0まで	20.0	

兵庫県告示第925号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平田 I (110060001)	豊岡市但東町平田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐田 I (110060002)	豊岡市但東町佐田（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
久畑 I (110060003)	豊岡市但東町久畑（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺(1) I (110060004)	豊岡市但東町薬王寺（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺(2) I (110060005)	豊岡市但東町薬王寺（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
大河内 I (110060006)	豊岡市但東町大河内（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
東中(1) I (110060007)	豊岡市但東町東中（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
東中(2) I (110060008)	豊岡市但東町東中（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
平田(1) II (110060009)	豊岡市但東町平田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
平田(2) II (110060010)	豊岡市但東町平田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊

平田(3)Ⅱ (110060011)	豊岡市但東町平田(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(1)Ⅱ (110060012)	豊岡市但東町栗尾(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(2)Ⅱ (110060013)	豊岡市但東町栗尾(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(3)Ⅱ (110060014)	豊岡市但東町栗尾(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(4)Ⅱ (110060015)	豊岡市但東町栗尾(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(5)Ⅱ (110060016)	豊岡市但東町栗尾(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(6)Ⅱ (110060017)	豊岡市但東町栗尾(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(7)Ⅱ (110060018)	豊岡市但東町栗尾(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(8)Ⅱ (110060019)	豊岡市但東町栗尾(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(9)Ⅱ (110060020)	豊岡市但東町栗尾(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(10)Ⅱ (110060021)	豊岡市但東町栗尾(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(11)Ⅱ (110060022)	豊岡市但東町栗尾(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗尾(12)Ⅱ (110060023)	豊岡市但東町栗尾(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐田(1)Ⅱ (110060024)	豊岡市但東町佐田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐田(2)Ⅱ (110060025)	豊岡市但東町佐田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑(3)Ⅱ (110060026)	豊岡市但東町久畑(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑(4)Ⅱ (110060027)	豊岡市但東町久畑(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

久畑(5)Ⅱ (110060028)	豊岡市但東町久畑(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(4)Ⅱ (110060029)	豊岡市但東町薬王寺(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(5)Ⅱ (110060030)	豊岡市但東町薬王寺(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(6)Ⅱ (110060031)	豊岡市但東町薬王寺(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(8)Ⅱ (110060032)	豊岡市但東町薬王寺(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(9)Ⅱ (110060033)	豊岡市但東町薬王寺(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(10)Ⅱ (110060034)	豊岡市但東町薬王寺(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(11)Ⅱ (110060035)	豊岡市但東町薬王寺(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(12)Ⅱ (110060036)	豊岡市但東町薬王寺(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(1)Ⅱ (110060037)	豊岡市但東町薬王寺(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(2)Ⅱ (110060038)	豊岡市但東町薬王寺(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬王寺(3)Ⅱ (110060039)	豊岡市但東町薬王寺(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(1)Ⅱ (110060040)	豊岡市但東町大河内(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(2)Ⅱ (110060041)	豊岡市但東町大河内(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(3)Ⅱ (110060042)	豊岡市但東町大河内(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(4)Ⅱ (110060043)	豊岡市但東町大河内(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(5)Ⅱ (110060044)	豊岡市但東町大河内(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

大河内(6)Ⅱ (110060045)	豊岡市但東町大河内(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(7)Ⅱ (110060046)	豊岡市但東町大河内(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(8)Ⅱ (110060047)	豊岡市但東町大河内(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(9)Ⅱ (110060048)	豊岡市但東町大河内(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(10)Ⅱ (110060049)	豊岡市但東町大河内(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
大河内(11)Ⅱ (110060050)	豊岡市但東町大河内(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑(1)Ⅱ (110060051)	豊岡市但東町久畑(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
久畑(2)Ⅱ (110060052)	豊岡市但東町久畑(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
後Ⅱ (110060053)	豊岡市但東町後(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
後(2)Ⅱ (110060054)	豊岡市但東町後(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
東中Ⅱ (110060055)	豊岡市但東町東中(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(1)Ⅱ (110060056)	豊岡市但東町小坂(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(2)Ⅱ (110060057)	豊岡市但東町小坂(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(3)Ⅱ (110060058)	豊岡市但東町小坂(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(4)Ⅱ (110060059)	豊岡市但東町小坂(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(5)Ⅱ (110060060)	豊岡市但東町小坂(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(6)Ⅱ (110060061)	豊岡市但東町小坂(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊

小坂(7)Ⅱ (110060062)	豊岡市但東町小坂(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(8)Ⅱ (110060063)	豊岡市但東町小坂(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(9)Ⅱ (110060064)	豊岡市但東町小坂(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
百合ヶ谷川Ⅰ (210060001)	豊岡市但東町栗尾(別図65のとおり)	土石流
出石川右支溪第 2Ⅰ(210060002)	豊岡市但東町栗尾(別図66のとおり)	土石流
清滝川Ⅰ (210060003)	豊岡市但東町栗尾(別図67のとおり)	土石流
出石川右支溪第 5Ⅰ(210060004)	豊岡市但東町佐田(別図68のとおり)	土石流
佐田川Ⅰ (210060005)	豊岡市但東町佐田(別図69のとおり)	土石流
佐田東谷Ⅰ (210060006)	豊岡市但東町佐田(別図70のとおり)	土石流
佐田カモントウⅠ (210060007)	豊岡市但東町佐田(別図71のとおり)	土石流
佐田長坂Ⅰ (210060008)	豊岡市但東町佐田(別図72のとおり)	土石流
佐田宮ノ奥川Ⅰ (210060009)	豊岡市但東町佐田(別図73のとおり)	土石流
久畑宮ノ奥川Ⅰ (210060010)	豊岡市但東町久畑(別図74のとおり)	土石流
岩谷川Ⅰ (210060011)	豊岡市但東町薬王寺(別図75のとおり)	土石流
中村川Ⅰ (210060012)	豊岡市但東町薬王寺(別図76のとおり)	土石流
天王寺川Ⅰ (210060013)	豊岡市但東町薬王寺(別図77のとおり)	土石流
向ヶ谷川Ⅰ (210060014)	豊岡市但東町大河内(別図78のとおり)	土石流

後川 I (210060015)	豊岡市但東町後 (別図 79 のとおり)	土石流
小坂川 I (210060016)	豊岡市但東町小坂 (別図 80 のとおり)	土石流
新宮谷川 I (210060017)	豊岡市但東町東中 (別図 81 のとおり)	土石流
平田西谷 I (210060018)	豊岡市但東町平田 (別図 82 のとおり)	土石流
栗尾西谷 II (210060019)	豊岡市但東町栗尾 (別図 83 のとおり)	土石流
出石川右支溪第 3 II (210060020)	豊岡市但東町栗尾 (別図 84 のとおり)	土石流
貝田川 II (210060021)	豊岡市但東町栗尾 (別図 85 のとおり)	土石流
出石川右支溪第 4 II (210060022)	豊岡市但東町佐田 (別図 86 のとおり)	土石流
佐田川 II (210060023)	豊岡市但東町佐田 (別図 87 のとおり)	土石流
久畑西谷 II (210060024)	豊岡市但東町久畑 (別図 88 のとおり)	土石流
薬王寺北谷 II (210060025)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 89 のとおり)	土石流
久谷川 II (210060026)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 90 のとおり)	土石流
薬王寺北中谷 II (210060027)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 91 のとおり)	土石流
出尾川 II (210060028)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 92 のとおり)	土石流
薬王寺北奥中谷 II (210060029)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 93 のとおり)	土石流
薬王寺川 II (210060030)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 94 のとおり)	土石流
宮内川 II (210060031)	豊岡市但東町薬王寺 (別図 95 のとおり)	土石流

大河内東中谷Ⅱ (210060032)	豊岡市但東町大河内(別図96のとおり)	土石流
熊谷川Ⅱ (210060033)	豊岡市但東町大河内(別図97のとおり)	土石流
大河内東上谷Ⅱ (210060034)	豊岡市但東町大河内(別図98のとおり)	土石流
大河内東奥谷Ⅱ (210060035)	豊岡市但東町大河内(別図99のとおり)	土石流
薬王寺川左支溪 第1Ⅱ (210060036)	豊岡市但東町大河内(別図100のとおり)	土石流
和田Ⅱ (210060037)	豊岡市但東町大河内(別図101のとおり)	土石流
大河内南谷Ⅱ (210060038)	豊岡市但東町大河内(別図102のとおり)	土石流
出石川右支溪第 6Ⅱ(210060039)	豊岡市但東町後(別図103のとおり)	土石流
出石川右支溪第 7Ⅱ(210060040)	豊岡市但東町後(別図104のとおり)	土石流
竹ノ後川Ⅱ (210060041)	豊岡市但東町東中(別図105のとおり)	土石流
小坂東谷Ⅱ (210060042)	豊岡市但東町小坂(別図106のとおり)	土石流
小坂Ⅱ (210060043)	豊岡市但東町小坂(別図107のとおり)	土石流
出石川左支溪第 1Ⅱ(210060044)	豊岡市但東町小坂(別図108のとおり)	土石流
東中Ⅱ (210060045)	豊岡市但東町東中(別図109のとおり)	土石流
東中南谷Ⅱ (210060046)	豊岡市但東町東中(別図110のとおり)	土石流
久畑南谷Ⅱ (210060047)	豊岡市但東町久畑(別図111のとおり)	土石流
トビカス川Ⅱ (210060048)	豊岡市但東町佐田(別図112のとおり)	土石流

西佐田川Ⅱ (210060049)	豊岡市但東町佐田（別図113のとおり）	土石流
佐田南谷Ⅱ (210060050)	豊岡市但東町佐田（別図114のとおり）	土石流
平田東谷Ⅱ (210060051)	豊岡市但東町平田（別図115のとおり）	土石流

（別図1から別図115までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第926号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藍本(3)Ⅰ (120000001)	三田市藍本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍本(4)Ⅰ (120000002)	三田市藍本（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍本(2)Ⅰ (120000003)	三田市藍本（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍本(1)Ⅰ (120000004)	三田市藍本（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
西相野Ⅰ (120000005)	三田市西相野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
相野台Ⅰ (120000006)	三田市藍本（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
大川瀬Ⅰ (120000007)	三田市大川瀬（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
日出坂(1)Ⅱ (120000008)	三田市藍本（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍本庄(1)Ⅱ (120000009)	三田市藍本（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍本庄(2)Ⅱ (120000010)	三田市藍本（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊

波田(1)Ⅱ (120000011)	三田市藍本(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
藍本庄(3)Ⅱ (120000012)	三田市藍本(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
曲り(2)Ⅱ (120000013)	三田市藍本(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
三本Ⅱ (120000014)	三田市大川瀬(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川瀬(2)Ⅱ (120000015)	三田市大川瀬(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川瀬(3)Ⅱ (120000016)	三田市大川瀬(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川瀬(4)Ⅱ (120000017)	三田市大川瀬(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
日出坂(2)Ⅲ (120000018)	三田市藍本(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
日出坂(3)Ⅲ (120000019)	三田市藍本(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
日出坂(4)Ⅲ (120000020)	三田市藍本(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
藍本庄(4)Ⅲ (120000021)	三田市藍本(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
藍本庄(5)Ⅲ (120000022)	三田市藍本(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
波田(2)Ⅲ (120000023)	三田市藍本(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩倉(1)Ⅲ (120000024)	三田市藍本(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩倉(2)Ⅲ (120000025)	三田市藍本(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川瀬(5)Ⅲ (120000026)	三田市大川瀬(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
大川瀬西谷Ⅰ (220000001)	三田市大川瀬(別図27のとおり)	土石流

相野台谷Ⅰ (220000002)	三田市西相野(別図28のとおり)	土石流
酒乗川Ⅰ (220000003)	三田市藍本(別図29のとおり)	土石流
藍本東谷Ⅰ (220000004)	三田市藍本(別図30のとおり)	土石流
鎌倉谷川Ⅰ (220000005)	三田市藍本(別図31のとおり)	土石流
大川瀬北谷Ⅱ (220000006)	三田市大川瀬(別図32のとおり)	土石流
大川瀬東谷Ⅱ (220000007)	三田市大川瀬(別図33のとおり)	土石流
丸岡谷Ⅱ (220000008)	三田市藍本(別図34のとおり)	土石流
上相野北谷Ⅱ (220000009)	三田市上相野(別図35のとおり)	土石流
上相野中谷Ⅱ (220000010)	三田市上相野(別図36のとおり)	土石流
上相野下谷Ⅱ (220000011)	三田市上相野(別図37のとおり)	土石流
上相野南谷Ⅱ (220000012)	三田市上相野(別図38のとおり)	土石流
松尾台谷Ⅱ (220000013)	三田市藍本(別図39のとおり)	土石流
藍本南谷Ⅱ (220000014)	三田市藍本(別図40のとおり)	土石流
藍本西谷Ⅱ (220000015)	三田市藍本(別図41のとおり)	土石流
藍本庄北谷Ⅱ (220000016)	三田市藍本(別図42のとおり)	土石流
滝谷川Ⅱ (220000017)	三田市藍本(別図43のとおり)	土石流
藍本北谷Ⅱ (220000018)	三田市藍本(別図44のとおり)	土石流

波田谷Ⅱ (220000019)	三田市藍本（別図45のとおり）	土石流
岩倉西谷Ⅱ (220000020)	三田市藍本（別図46のとおり）	土石流
岩倉東谷Ⅱ (220000021)	三田市藍本（別図47のとおり）	土石流
須磨田Ⅰ (120000027)	三田市須磨田（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊
東山Ⅰ (120000028)	三田市東山（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊
大音所(1)Ⅱ (120000029)	三田市上本庄（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊
大音所(2)Ⅱ (120000030)	三田市上本庄（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須磨田(1)Ⅱ (120000031)	三田市須磨田（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊
田中(1)Ⅱ (120000032)	三田市東本庄（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊
田中(2)Ⅱ (120000033)	三田市東本庄（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮脇Ⅱ (120000034)	三田市宮脇（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊
幡尻Ⅲ (120000035)	三田市上本庄（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須磨田(2)Ⅲ (120000036)	三田市須磨田（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊
大音所(3)Ⅲ (120000037)	三田市上本庄（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊
下須磨田Ⅲ (120000038)	三田市須磨田（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊
東向Ⅲ (120000039)	三田市東本庄（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊
東山(2)Ⅲ (120000040)	三田市東山（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊

長坂Ⅲ (120000041)	三田市長坂 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
西安谷Ⅰ (220000022)	三田市東本庄 (別図63のとおり)	土石流
みょうが谷Ⅰ (220000023)	三田市東本庄 (別図64のとおり)	土石流
須合谷川Ⅰ (220000024)	三田市須磨田 (別図65のとおり)	土石流
左二階尻川Ⅰ (220000025)	三田市上本庄 (別図66のとおり)	土石流
奥山川Ⅰ (220000026)	三田市上本庄 (別図67のとおり)	土石流
右1号谷川Ⅱ (220000027)	三田市東本庄 (別図68のとおり)	土石流
茗荷谷川Ⅱ (220000028)	三田市東本庄 (別図69のとおり)	土石流
幡尻谷Ⅱ (220000029)	三田市上本庄 (別図70のとおり)	土石流
奥山川Ⅱ (220000030)	三田市上本庄 (別図71のとおり)	土石流
大音所東谷Ⅱ (220000031)	三田市上本庄 (別図72のとおり)	土石流
大音所南谷Ⅱ (220000032)	三田市上本庄 (別図73のとおり)	土石流
上須田東谷Ⅱ (220000033)	三田市須磨田 (別図74のとおり)	土石流
上須田東中谷Ⅱ (220000034)	三田市須磨田 (別図75のとおり)	土石流
下須磨田南谷Ⅱ (220000035)	三田市東本庄 (別図76のとおり)	土石流
上青野(1)Ⅰ (120000042)	三田市上青野 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(2)Ⅰ (120000043)	三田市上青野 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊

広沢(急) I (120000044)	三田市広沢(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
広沢 I (120000045)	三田市下内神(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内神 I (120000046)	三田市下内神(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
東野上(急) I (120000047)	三田市東野上(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野上 I (120000048)	三田市西野上(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
下青野 I (120000049)	三田市下青野(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(3) I (120000050)	三田市上青野(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
福島 I (120000051)	三田市福島(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
末東 II (120000052)	三田市末(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑風台 II (120000053)	三田市下青野(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
下青野(2) II (120000054)	三田市下青野(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(4) II (120000055)	三田市上青野(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(5) II (120000056)	三田市上青野(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(6) II (120000057)	三田市上青野(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(7) II (120000058)	三田市上青野(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
加茂下(1) II (120000059)	三田市東野上(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
加茂下(2) II (120000060)	三田市加茂(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊

下内神(2)Ⅱ (120000061)	三田市下内神(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内神(3)Ⅱ (120000062)	三田市下内神(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内神(1)Ⅱ (120000063)	三田市上内神(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内神(2)Ⅱ (120000064)	三田市上内神(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内神(3)Ⅱ (120000065)	三田市上内神(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
沢谷(2)Ⅱ (120000066)	三田市沢谷(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内神(4)Ⅱ (120000067)	三田市下内神(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
下井沢(1)Ⅱ (120000068)	三田市下井沢(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野上(2)Ⅱ (120000069)	三田市西野上(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野上(3)Ⅱ (120000070)	三田市西野上(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野上(4)Ⅱ (120000071)	三田市西野上(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
末(1)Ⅲ (120000072)	三田市末(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
末(2)Ⅲ (120000073)	三田市末(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(8)Ⅲ (120000074)	三田市上青野(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
上青野(9)Ⅲ (120000075)	三田市上青野(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内神(4)Ⅲ (120000076)	三田市上内神(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内神(5)Ⅲ (120000077)	三田市下内神(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊

下井沢(2)Ⅲ (120000078)	三田市下井沢(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
福島(2)Ⅲ (120000079)	三田市福島(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
中内神中谷Ⅰ (220000036)	三田市中内神(別図115のとおり)	土石流
上青野北谷Ⅰ (220000037)	三田市上青野(別図116のとおり)	土石流
上青野谷Ⅰ (220000038)	三田市上青野(別図117のとおり)	土石流
福田川Ⅰ (220000039)	三田市上青野(別図118のとおり)	土石流
青久寺川Ⅰ (220000040)	三田市下青野(別図119のとおり)	土石流
極楽寺川Ⅰ (220000041)	三田市下青野(別図120のとおり)	土石流
末谷Ⅰ (220000042)	三田市下青野(別図121のとおり)	土石流
福島谷Ⅰ (220000043)	三田市福島(別図122のとおり)	土石流
沢谷Ⅱ (220000044)	三田市沢谷(別図123のとおり)	土石流
上内神南谷Ⅱ (220000045)	三田市上内神(別図124のとおり)	土石流
上内神西谷Ⅱ (220000046)	三田市上内神(別図125のとおり)	土石流
上内神北谷Ⅱ (220000047)	三田市上内神(別図126のとおり)	土石流
上内神東谷Ⅱ (220000048)	三田市上内神(別図127のとおり)	土石流
中内神西谷Ⅱ (220000049)	三田市中内神(別図128のとおり)	土石流
感神社谷Ⅱ (220000050)	三田市中内神(別図129のとおり)	土石流

西蓮寺谷Ⅱ (220000051)	三田市中内神 (別図130のとおり)	土石流
中内神東谷Ⅱ (220000052)	三田市中内神 (別図131のとおり)	土石流
下内神西谷Ⅱ (220000053)	三田市下内神 (別図132のとおり)	土石流
上青野谷Ⅱ (220000054)	三田市下青野 (別図133のとおり)	土石流
大垣川Ⅱ (220000055)	三田市上青野 (別図134のとおり)	土石流
上青野中谷Ⅱ (220000056)	三田市上青野 (別図135のとおり)	土石流
上須磨谷川Ⅱ (220000057)	三田市上青野 (別図136のとおり)	土石流
上青野東谷Ⅱ (220000058)	三田市上青野 (別図137のとおり)	土石流
下青野谷Ⅱ (220000059)	三田市下青野 (別図138のとおり)	土石流
千丈寺谷川Ⅱ (220000060)	三田市下青野 (別図139のとおり)	土石流
北浦西谷Ⅱ (220000061)	三田市北浦 (別図140のとおり)	土石流
末東谷Ⅱ (220000062)	三田市末 (別図141のとおり)	土石流
加茂北谷Ⅱ (220000063)	三田市加茂 (別図142のとおり)	土石流
寺ノ下大池谷Ⅱ (220000064)	三田市加茂 (別図143のとおり)	土石流
北山池北谷Ⅱ (220000065)	三田市加茂 (別図144のとおり)	土石流
北山池南谷Ⅱ (220000066)	三田市加茂 (別図145のとおり)	土石流
東野上北谷Ⅱ (220000067)	三田市東野上 (別図146のとおり)	土石流

東野谷中谷Ⅱ (220000068)	三田市東野上(別図147のとおり)	土石流
東野谷南谷Ⅱ (220000069)	三田市東野上(別図148のとおり)	土石流
けやき台三丁目Ⅲ (120000080)	三田市けやき台三丁目(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゆりのき台谷Ⅰ (220000070)	三田市ゆりのき台二丁目(別図150のとおり)	土石流
下深田Ⅰ (120000081)	三田市武庫が丘八丁目(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊
池尻(急)Ⅰ (120000082)	三田市池尻(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊
池尻(2)Ⅰ (120000083)	三田市池尻(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊
貴志Ⅰ (120000084)	三田市貴志(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊
天神二丁目Ⅰ (120000085)	三田市天神二丁目(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺村町Ⅱ (120000086)	三田市寺村町(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊
貴志(2)Ⅱ (120000087)	三田市貴志(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊
池尻(3)Ⅱ (120000088)	三田市池尻(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊
池尻(4)Ⅱ (120000089)	三田市池尻(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊
下深田(2)Ⅱ (120000090)	三田市下深田(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊
上深田(2)Ⅲ (120000091)	三田市上深田(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺村谷Ⅰ (220000071)	三田市寺村町(別図162のとおり)	土石流
真谷Ⅱ (220000072)	三田市池尻(別図163のとおり)	土石流

中の谷Ⅱ (220000073)	三田市池尻(別図164のとおり)	土石流
芦ヶ谷Ⅱ (220000074)	三田市池尻(別図165のとおり)	土石流
こいが谷Ⅱ (220000075)	三田市池尻(別図166のとおり)	土石流

(別図1から別図166までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第927号

平成15年兵庫県告示第1319号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所及び太子町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表中立岡山の項を次のように改める。

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
立 岡 山	揖 保 郡	太 子 町	鶴	本 陣 山	224番の一部
				船 塚	219番2、219番6、219番8、219番9、 225番1
				榎ノ森	230番5、230番9から230番11まで
			立 岡	立 山	480番3の一部

兵庫県告示第928号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、次のとおり中山手地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称
中山手地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成21年3月まで
- 3 施行地区
神戸市中央区中山手通3丁目及び下山手通3丁目の各一部
- 4 設立認可年月日
平成16年8月20日
- 5 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通3丁目15番19号 セントラルハイツ3階
- 6 変更認可年月日
平成19年8月21日

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成19年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中筋4丁目398番1の一部、399番1、399番3、400番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町寺家町45番地
兵庫南農業協同組合 代表理事組合長 喜多 太見男
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年5月7日
兵庫県指令東播(建)第1-4号(19高砂)
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市浦字川尻689番2、690番、691番1、691番5、692番1、692番5、693番1、693番2、695番3、696番1、697番、698番2、696番1地先水路の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
箕面市白島一丁目2番17号
株式会社エリアマネージメント 代表取締役 下田 拓嗣
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年7月24日
兵庫県指令淡路(建)第1-1-2号(19淡路)

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年9月4日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 塚本 隆文

1 調達内容

- (1) 件名
工学部共同利用機器センターESCA/AES複合分析装置のオージェ電子分光装置更新
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成20年3月28日(金)
- (4) 納入場所
姫路市書写2167 兵庫県立大学工学部 共同利用機器センター
- (5) 入札の方法
上記(1)の物品について入札に付す。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒671-2280 姫路市書写2167

兵庫県立大学姫路書写キャンパス（工学部）事務部
総務課 担当 首藤
電話 079-266-1661

- (2) 入札説明会の日時及び場所

平成19年9月10日（月）13時30分

兵庫県立大学姫路書写キャンパス（工学部）本館 大会議室

- (3) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年9月4日（火）から同月18日（火）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く。）

毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (4) 入札、開札の日時及び場所

平成19年10月15日（月）13時30分

兵庫県立大学姫路書写キャンパス（工学部）本館 大会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年10月12日（金）の午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」）を平成19年10月12日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、オージェ電子分光装置およびX線光電子分光装置の設置およびアフターサービスの実績を有することを証する書面を提出すること。

物品等の調達に当たっては、製造メーカーの認定する国内の正規代理店を通じて購入すること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（入札日から平成19年10月22日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Takafumi Tsukamoto, General Secretary, University of Hyogo

(2) Subject :

Replacement of the Auger Electron Spectroscopic analyzer for the ESCA/AES analysis system of Cooperative Research Center for Advanced Science and Technology in Graduate School of Engineering

(3) Implement period :

March 28, 2008

(4) Implement places :

Designated place

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00, September 18, 2007

(6) Date for tender :

13:30, October 15, 2007

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Shutou, General Affairs Division, Himeji Shosha Campus,
University of Hyogo

2167, Shosha, Himeji, Hyogo, 671-2280, Japan

TEL : +81-079-266-1661

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第231号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年9月4日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

- (2) 実施日
平成19年10月9日（火）から同月12日（金）までの4日間
- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階会議室
- (4) 修了考査の実施
講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。
- 2 受講対象者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、1号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）
- 3 受付期間等
 - (1) 受付期間
平成19年9月10日（月）から同月21日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）
 - (2) 受付定員
80人とする。ただし、平成19年9月10日（月）については、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、30人まで受け付けるものとする。
- 4 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 5 申込時の提出書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - (2) 旧資格者証の写し
 - (3) 申込時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にあつては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し）
- 6 受講手数料
23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 7 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 9 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問い合わせ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（078）341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話（078）252-0166

兵庫県公安委員会告示第232号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、次の者を運転免許取得者教育を行うものとして認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年9月4日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

名 称	阪神興業株式会社
住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
代表者の氏名	水山清嗣
施設の名称	ポートアイランドドライビングスクール
施設の所在地	神戸市中央区港島一丁目1番地6
課程の区分及び名称	(1) 大型自動車、中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの セーフティドライバー教習 (2) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの セーフティドライバー教習 (3) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記(2)に規定する者を除く。）に対するもの 企業等運転者安全運転教習 (4) 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記(1)及び(2)に規定する者を除く。）に対するもの（道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第12項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの及び前記(3)に掲げるものを除く。） 企業等運転者安全運転教習
認定をした年月日	平成19年4月9日